平成２２年（フ）第１４９号
茨城県石岡市旭台３丁目１番18号　エステート旭台102号、前住所千葉県千葉市花見川区幕張町４丁目771番地
債務者　早川理恵子
1　決定年月日時　平成22年６月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月24日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２２年（フ）第１９４号
茨城県稲敷郡阿見町大字小池49番地４
債務者　廣澤あや子
1　決定年月日時　平成22年６月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月24日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２２年（フ）第２４４号
埼玉県越谷市千間台西４丁目12番地２　エンゼルハイムマンション201号
債務者　石本　博康
1　決定年月日時　平成22年６月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月24日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２２年（フ）第３６１号
埼玉県狭山市大字水野516番地の９　グリーンハイツ橘202
債務者　持田　正樹
1　決定年月日時　平成22年６月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月24日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２２年（フ）第６６号
三重県多気郡多気町相可台31番地３
債務者　中村美津子
1　決定年月日時　平成22年６月30日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月24日まで
津地方裁判所松阪支部

平成２２年（フ）第１６８号
札幌市豊平区月寒東５条16丁目11番１号　朝日ハイツⅠ―105号、申立時の住所札幌市豊平区月寒東４条17丁目15番21号
債務者　川島　　勉
1　決定年月日時　平成22年６月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月25日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１４９１号
札幌市手稲区新発寒５条１丁目５番21―205号
債務者　三谷亜由美
1　決定年月日時　平成22年６月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月25日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１５７５号
札幌市中央区旭ケ丘１丁目10番１―107号
債務者　野嶽　優美
1　決定年月日時　平成22年６月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月25日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１６３４号
札幌市中央区大通東５丁目４番地　コーポエルム１階２号
債務者　甲斐　幸人
1　決定年月日時　平成22年６月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月25日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１６３５号
札幌市中央区大通東５丁目４番地　コーポエルム１階２号
債務者　甲斐　弘子
1　決定年月日時　平成22年６月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月25日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１６４８号
札幌市厚別区上野幌３条２丁目24番２号
債務者　中山　貴文
1　決定年月日時　平成22年６月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月25日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１６５８号
札幌市北区篠路７条３丁目４番３号
債務者　成田　敬三
1　決定年月日時　平成22年６月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月25日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１６７５号
札幌市豊平区月寒東２条７丁目２番１号　ハイム道３号
債務者　山田　健二
1　決定年月日時　平成22年６月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月25日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１６７６号
札幌市豊平区月寒東２条７丁目２番１号　ハイム道３号
債務者　山田　恵理（旧姓阿部）
1　決定年月日時　平成22年６月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月25日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１８３５号
札幌市白石区本郷通７丁目北４番７号　パレス日成27―205号
債務者　兼平　晴恵
1　決定年月日時　平成22年６月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月25日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１８３７号
札幌市西区宮の沢２条５丁目１番25―301号
債務者　鳥本　昌希
1　決定年月日時　平成22年６月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月25日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１８４５号
札幌市中央区南８条西５丁目289番地73　シャルム南８条307号
債務者　高橋　　由
1　決定年月日時　平成22年６月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月25日まで
札幌地方裁判所民事第４部